

一般社団法人ツアー・オブ・ジャパン堺 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ツアー・オブ・ジャパン堺と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を大阪府堺市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ツアー・オブ・ジャパン堺ステージの運営を通じて、自転車利用促進の意識啓発やサイクルスポーツ人口の拡大につなげ、自転車産業の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) ツアー・オブ・ジャパン堺ステージの運営事業

(2) 前号に掲げる事業に付随又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、申込書を当法人に提出し、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第9条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または当法人が解散したとき。

(4) 定期的に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第11条 当法人は社員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開会の日の1週間前までに社員に対して発する。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理・書面による行使等)

第17条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その議案につき社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置等)

第20条 当法人に、理事3人以上5人以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事（清算人も含む）のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に規定する一定の特殊な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第24条 理事は、その地位にふさわしくない行為があったときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事は無報酬とする。ただし、常勤の理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

令和5年6月26日

大阪府堺市堺区櫛屋町東一丁1番1号
一般社団法人ツアー・オブ・ジャパン堺
代表理事 佐々木 章



